

総務経理課

～経理業務のご紹介～

総務経理課

今回は、経理で対応している「診療報酬算定に関する問い合わせ」と経理業務の中から「請求書作成から引去り・振込までの流れ」についてご説明します。

1. 診療報酬算定に関する問い合わせ

診療報酬算定でよくある問い合わせについて記載いたします。

Q1. 検査項目のレセプト名称を教えてください。

A1. 検査項目名＝レセプト名称とはなっておりません。検査項目名も略語や別名になっている場合があります。問い合わせが多い項目をあげてみました。

検査項目名	レセプト名称	診療報酬区分・番号
虫体鑑別検査	虫体検出(糞便)	D003 3
P型アミラーゼ	アミラーゼアイソザイム	D007 15
シフラ(サイトケラチン19フラグメント)	サイトケラチン19フラグメント(シフラ)	D009 17

その他は、総合検査案内2016の161～191ページをご参照ください。

Q2. 同じ名前でも検査方法が違いますが、複数検査した場合、保険点数は何点になりますか。

A2. 風疹を例にとりて説明します。風疹は検査方法によって保険点数が違います。検査方法が違う4項目を同時に依頼された場合、検査方法が違っていても「いずれか一方」となっておりますので1項目分しか算定できず、219点のみ算定になります。

風疹以外にも同じ検査項目で、検査方法によって保険点数算定が違うものがあります。

検査項目名・[検査方法]	保険点数 (点)	レセプト請求時の 保険点数 (点)	診療報酬区分・番号
風疹ウイルス[HI]	79	219 (D012 39)	D012 11
風疹ウイルス[ラテックス]	79		D012 11
風疹ウイルスIgG[EIA]	219		D012 39
風疹ウイルスIgM[EIA]	219		D012 39

Q3. 細菌培養同定検査（消化管）を依頼し、大腸菌血清型別の検査が追加されていた場合はどのように算定したらよいですか。

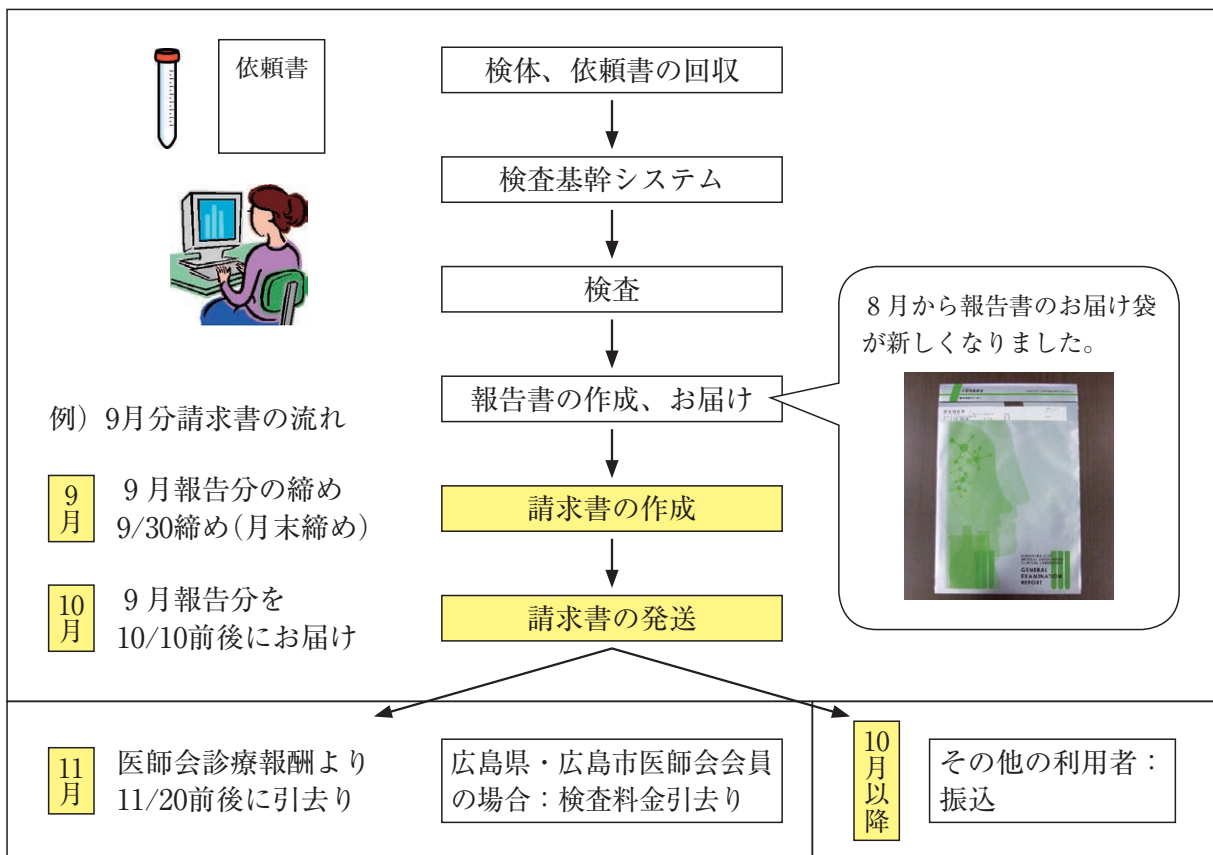
A3. 消化管培養同定検査を依頼されて大腸菌が検出された場合、病原性の有無の判定のため、「O抗原血清検査」を追加させていただいております。その時は、「O抗原血清検査（レセプト名称：大腸菌血清型別）」のみの算定となります。判断料も、微生物学的150点 → 免疫学的144点に変わります。

検査項目名(レセプト名称)	保険点数(点)	レセプト請求時の保険点数(点)	診療報酬区分・番号	判断料区分
O抗原血清検査(大腸菌血清型別)	180	180 (D012 33のみ算定)	D012 33	免疫学的
細菌培養同定検査(消化管)	180		D018 2	微生物学的

O抗原血清検査を追加した場合は細菌検査報告書にコメントとして記載しています。

2. 請求書作成から引去り・振込までの流れ

毎月の請求業務の流れについてご説明します。



以上、「診療報酬算定に関する問い合わせ」と「請求書作成から引去り・振込までの流れ」について、簡単に説明させていただきました。